

第2次内灘町地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画



平成31年3月

内 灘 町

内灘町社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や核家族化、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。内灘町でも地域福祉の充実とその実現に向けた行動指針として、平成25年12月に内灘町社会福祉協議会と共に、「内灘町地域福祉計画・（第2次）地域福祉活動計画」を策定し、5年間取り組んでまいりました。



本町でも現状の課題だけでなく、生活困窮や社会的孤立といった新たな課題も増えてきています。これらは個々の取り組みや支援によって解決できるものではなく、複雑かつ多様化しているため、関係機関が連携した支援体制で取り組む必要があります。本町では、国が示す「我が事・丸ごと」の取り組みを意識した『「地域共生社会」の実現』に向け、住民相互の助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮せるための取り組みを一層強化し、「第2次内灘町地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、前計画の基本的な考えを引き継ぎ、「地域の一人ひとりが元気で、思いやりと安心が広がるまち うちなだ」を基本理念とし、自助、共助、公助を機能的に連携させ、一体的に様々な福祉課題に取り組むため、2つの基本目標を掲げております。子どもも大人もすべての方が学び合い、支え助け合うまちづくりを目指し、内灘町社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し取り組んでまいります。町民の皆様も地域のひとりとして、基本理念の実現に向けご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたりご協力いただきました町民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成31年3月

内灘町長 川口 克則

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の進行などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、地域でのつながりが希薄化してきています。

また、人々のライフスタイルや価値観の変化もあって、地域における課題にも複雑化、多様化が見られます。

内灘町社会福祉協議会では、平成25年の「地域の一人ひとりが元気で思いやりと安心が広がるまち うちなだ」を基本理念とした内灘町地域福祉活動計画に沿って、その具現化に向け取り組みを進めてまいりました。

こうした中、新たな国・県の動向や本町の現状を踏まえ、平成31年度からスタートする内灘町地域福祉計画の策定に合わせ、町社会福祉協議会も行政と緊密に連携するため、今般、第3次内灘町地域福祉活動計画を策定いたしました。

新たな活動計画は、前計画の基本理念を受け継ぐとともに、これまでの取り組み状況を検証しながら、更なる地域福祉の推進を目指すことにいたしました。

これからも、誰もが住み慣れた地域で共に支え合いながら安心して暮らせるよう、住民の皆様をはじめ関係団体の皆様と力を合わせて取り組んでまいりますので、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月



社会福祉法人内灘町社会福祉協議会
会長 浅田 裕

目 次

1. 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画改訂の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
2. 内灘町の現況と課題	4
1 内灘町の現状	4
2 前計画の取り組み状況	11
3 町民の意識と実態	17
3. 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	23
3 計画の体系	24
4. 計画の内容	25
5. 目標指標一覧	53
6. 計画の推進体制	55
1 協働による推進体制	55
2 計画の評価と見直し	57
7. 参考資料	58
1 用語集	58

1. 計画策定にあたって



1 地域福祉とは

内灘町では、平成 26 年度から「内灘町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づいた各種施策を推進してきました。改めて「地域福祉」の考え方を整理すると、少子高齢化や人口減少、生活スタイル・価値観の多様化により、福祉ニーズが増大する中、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）を機能的に連携させ、様々な福祉課題に対応していこうとするものです。

5 年間の計画を進めた中で、一部の方々には「地域福祉」の重要性や必要性をご理解いただき、ともに地域福祉の推進に向けて協働・協力することができるようになっていますが、まだまだ理念の浸透が必要であると思われまます。

昨今では、地域の問題を自身の事として捉え、地域に住むすべての人が役割を持ちながら支え合う社会である「地域共生社会」の実現が必要視されており、町としてもこのような支え合いのまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

地域で暮らすすべての人たちが、受け手・支え手に区分されることなく、お互いの個性や能力を活かし合いながら支え合い、地域の中で暮らし続けることができるまちづくりを目指す視点が、本町が目指す地域福祉です。

2 計画改訂の趣旨

前期計画の策定から 5 年が経過し、地域福祉を取り巻く課題は以前にも増して複雑かつ大きくなってきています。このような背景を踏まえつつ、過去 5 年間実施してきた地域福祉推進施策の状況を評価し、内灘町の地域福祉をより前進させるため、「第 2 次内灘町地域福祉計画・第 3 次地域福祉活動計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

① 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、内灘町が策定する福祉分野の行動計画の上位計画として位置づけています。

また、社会福祉法第 109 条の規定に基づく組織である社会福祉協議会（以下「社協」という）の取り組み事項を定めた「地域福祉活動計画」としても位置づけています。

地域福祉計画に基づき、内灘町の福祉分野の行動計画と社協の地域福祉活動計画がすべて一体となり、内灘町の福祉施策を推進していきます。

② 他計画との関係

「第 2 次内灘町地域福祉計画」は、「第五次内灘町総合計画」を上位計画とし、より具体的に福祉のまちづくりについての方向性を示すものです。

また、本町においては、福祉の個別計画として、「内灘町第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「内灘町障害者計画 2018・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」があります。地域福祉計画は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野にかかわらず、福祉の観点から住民の生活支援をめざす計画となります。そのため、教育、生活環境などの関連する行政計画の考え方を踏まえるとともに、行政と住民、地域活動団体、福祉サービス事業所等が協働するしくみを整備する計画です。

なお、社協が策定する「第 3 次地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、町と社協とが緊密に連携し、地域の社会資源と社協のノウハウを活かしながら実践できるよう、両計画を一体的に策定します。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年（2019 年）度から 2023 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとしてします。

2014年度 H26年度	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 H31年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
第 1 次内灘町地域福祉計画 第 2 次地域福祉活動計画					第 2 次内灘町地域福祉計画・ 第 3 次地域福祉活動計画				

※元号の表記については、計画期間中に新元号への移行が予定されており、本計画書では平成 31 年度までは現元号を使用し、それ以降は新元号の表記はせず西暦のみの表記とします。

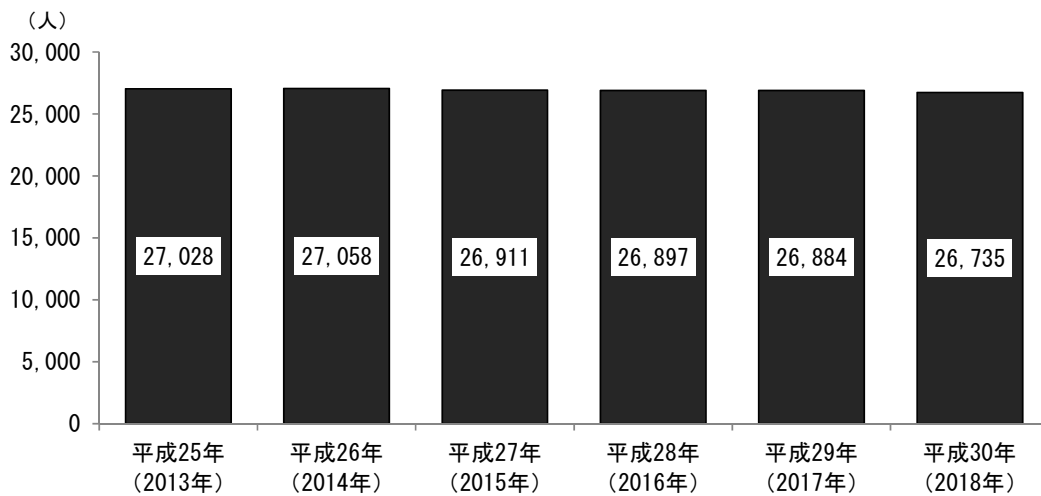
2. 内灘町の現況と課題

1 内灘町の現状

① 人口の推移

平成 26 年（2014 年）の 27,058 人をピークに緩やかな減少傾向にあります。
平成 30 年 3 月 31 日現在、26,735 人となっています。

図表 1：内灘町の人口の推移

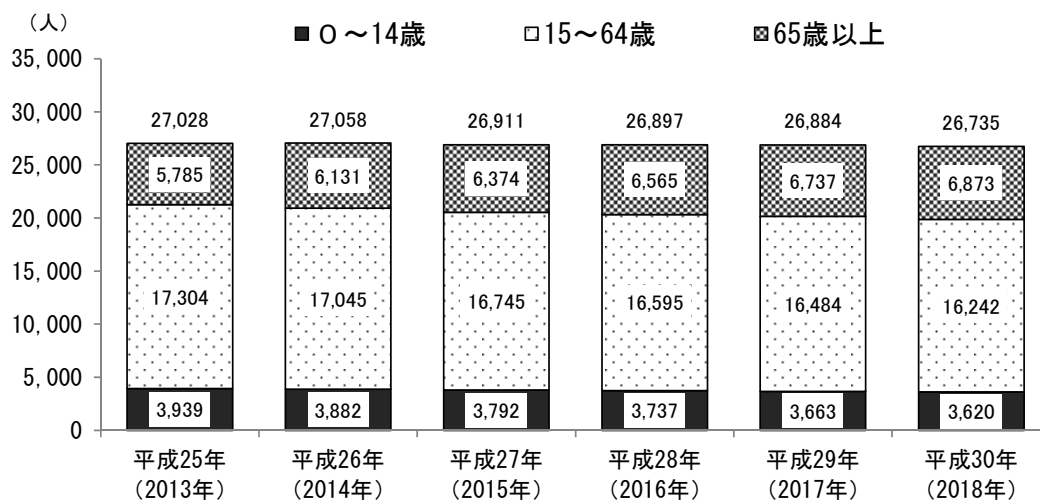


資料：町民福祉部住民課「住民基本台帳」調（各年 3 月末）

② 人口構成

15 歳未満人口と 15～64 歳人口は減少傾向にありますが、65 歳以上人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図表 2：年齢 3 区分別人口

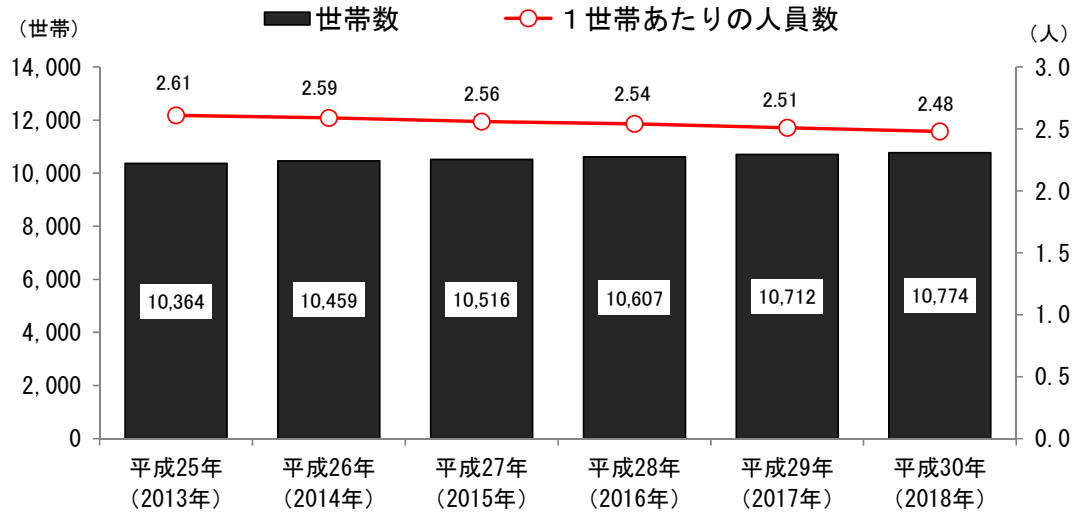


資料：町民福祉部住民課「住民基本台帳」調（各年 3 月末）

③ 世帯数の推移

本町の世帯数は増加傾向にあり、平成30年では10,774世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成30年には1世帯あたり2.48人となっています。

図表3：世帯数の推移

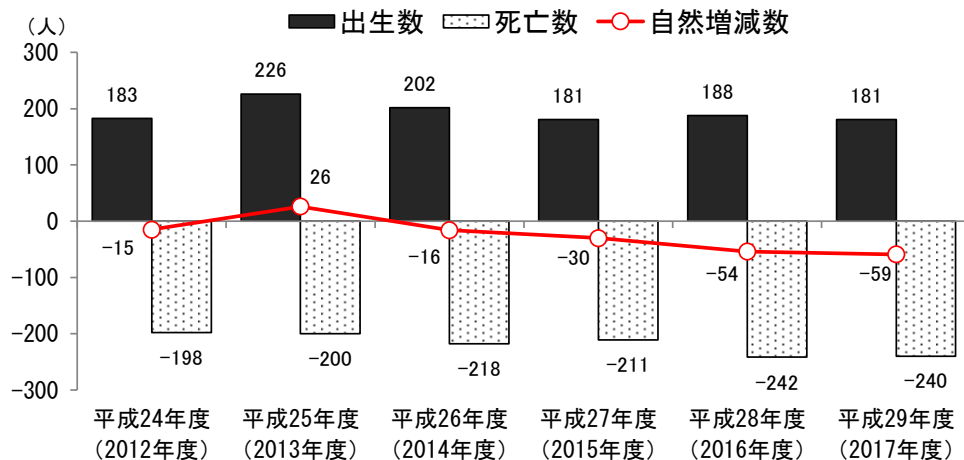


資料：町民福祉部住民課「住民基本台帳」調（各年3月末）

④ 自然動態（出生・死亡）の推移

出生数と死亡数については、平成25年度を除いてはいずれも死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。

図表4：自然動態（出生・死亡）の推移

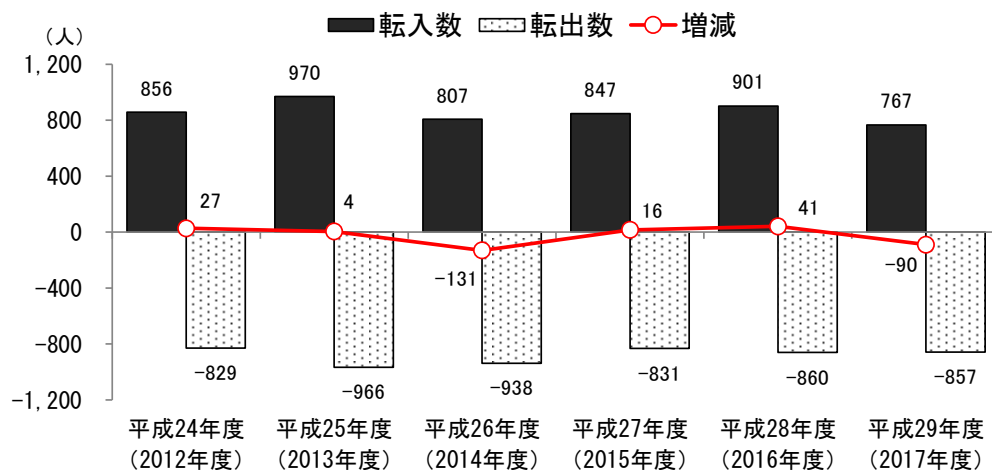


資料：「総務省」住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

⑤ 社会動態（転入・転出）の推移

転入・転出数については、平成 26 年度と平成 29 年度を除いては、いずれの年においても転入数が転出数を上回っていますが、6 年間の合計では転出数が上回っています。

図表 5：社会動態（転入・転出）の推移



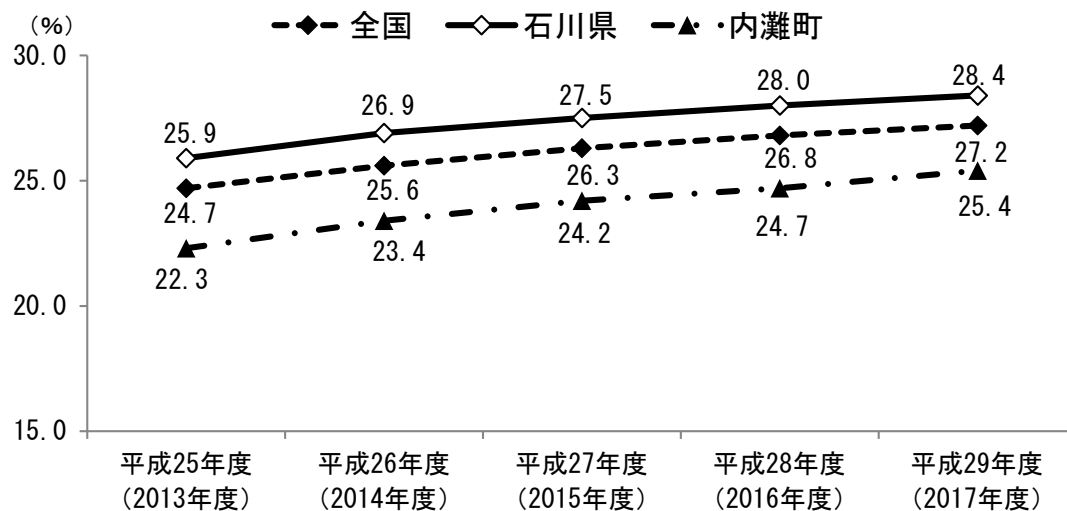
資料：「総務省」住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

⑥ 高齢化の推移

高齢化率は増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。

また、全国や石川県と比較すると、高齢化率は全国や石川県よりも低くなっています。

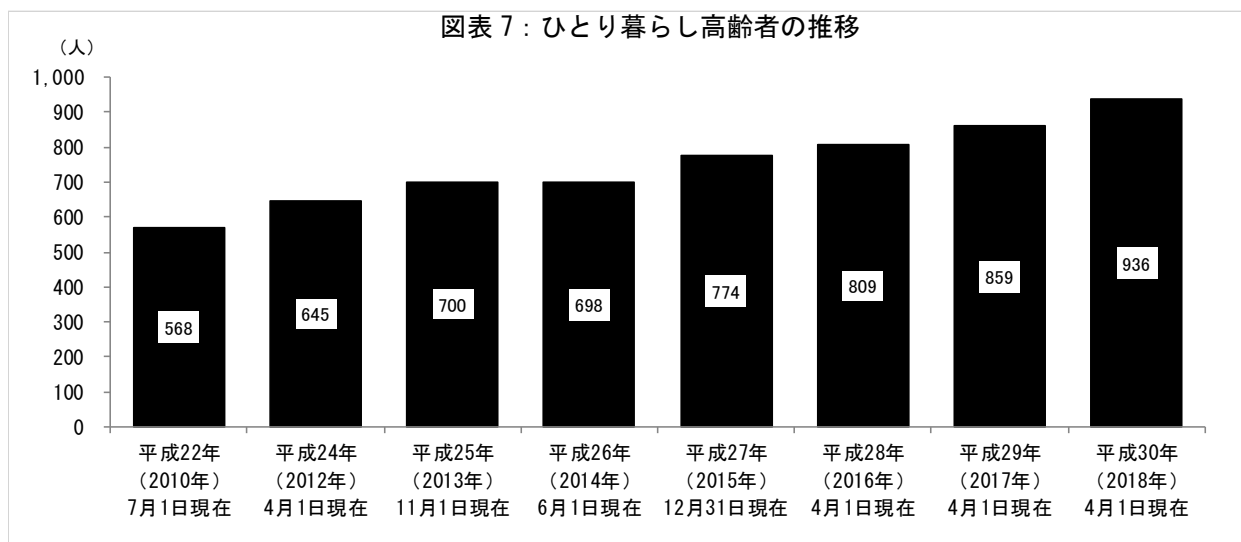
図表 6：高齢化率の推移



資料：「総務省」住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年度 12 月末）

⑦ ひとり暮らし高齢者の推移

ひとり暮らし高齢者は平成22年の568人から平成30年には936人と368人増加しており、今後も増加していくことが予想されます。

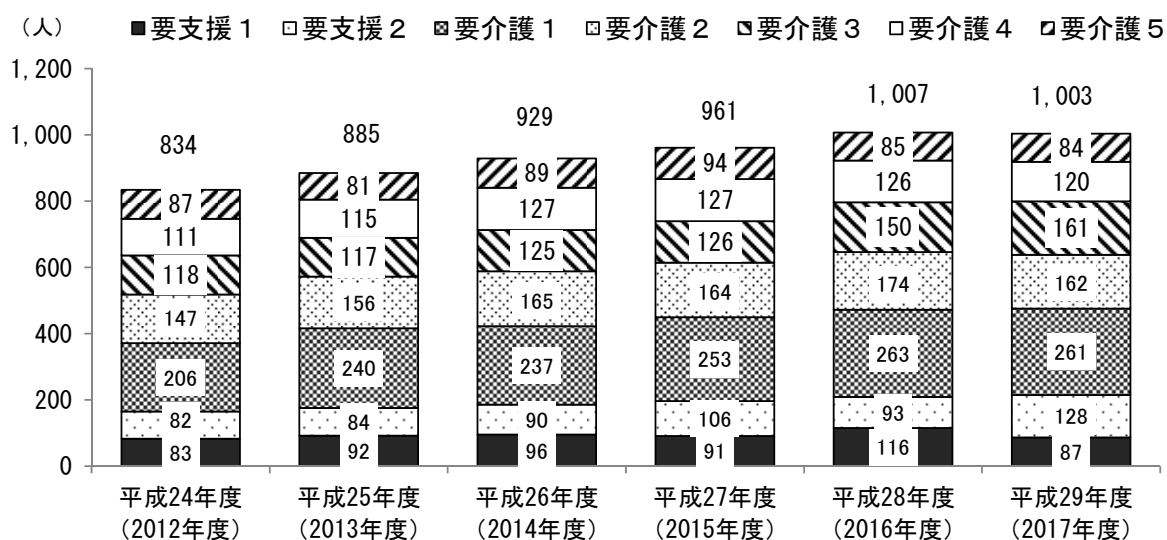


資料：内灘町地域包括支援センター

⑧ 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護の認定者数は増加傾向にあり、平成28年度以降1,000人前後で推移しています。介護度別で見ると、要支援2や要介護1～要介護3は増加しています。一方で、要介護4や要介護5は、平成27年度（2015年度）をピークに減少傾向にあります。

図表8：要支援・要介護認定者の推移

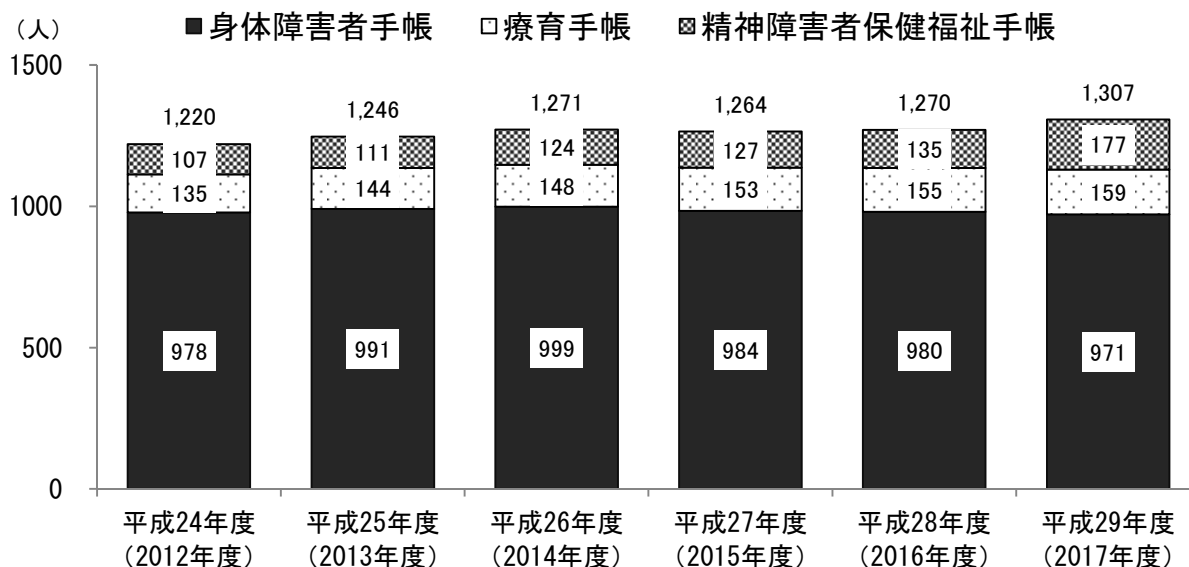


資料：介護保険事業報告（各年度3月末）

⑨ 障がい者の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数についてはほぼ横ばい、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加傾向となっています。

図表 9：障がい者数の推移

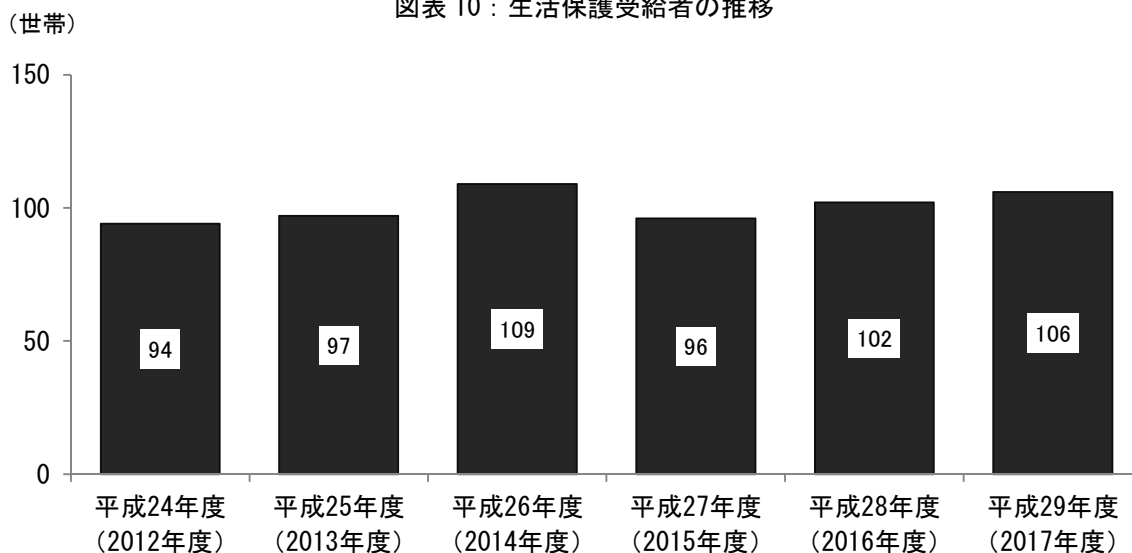


資料：町民福祉部福祉課（各年度3月末）

⑩ 生活保護受給者の推移

生活保護の状況は、平成29年度で被保護世帯は106世帯となっています。平成24年度からの推移をみると、毎年100世帯前後で推移しています。

図表 10：生活保護受給者の推移

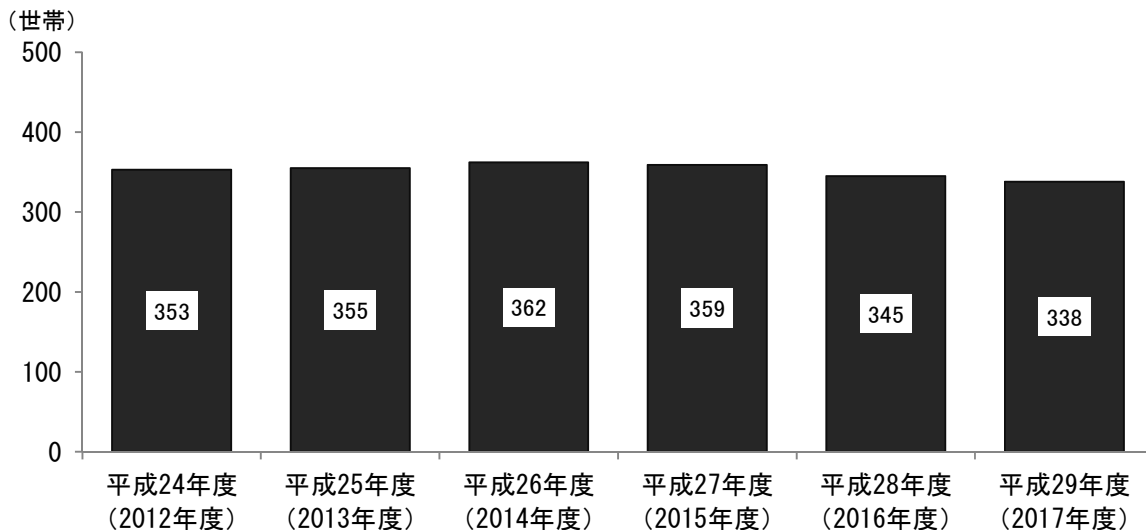


資料 町民福祉部住民課（各年度3月末）

⑪ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、平成 26 年度の 362 世帯をピークに減少傾向にあり、平成 29 年度には、338 世帯となっています。

図表 11：ひとり親世帯の推移

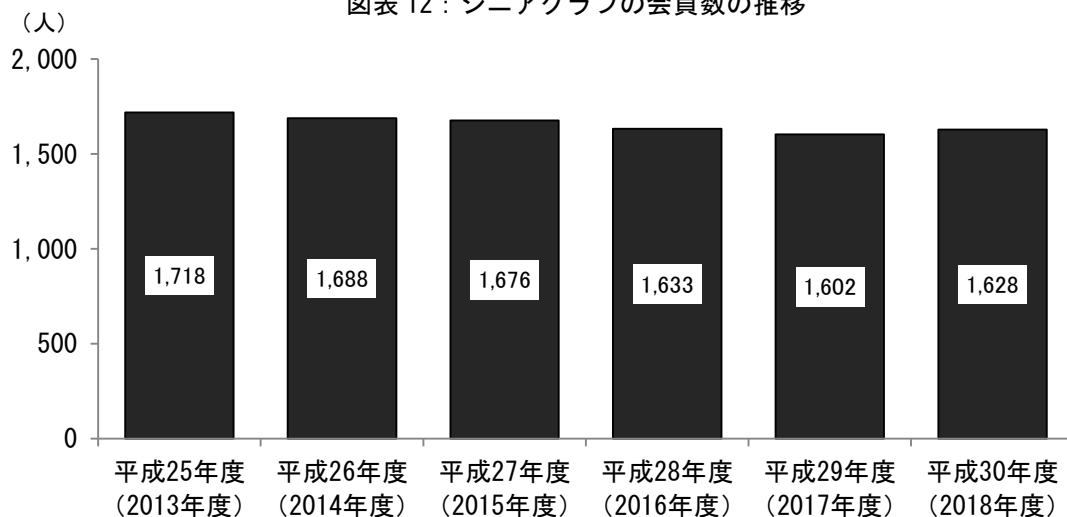


資料 町民福祉部子育て支援課 (各年度3月末)

⑫ シニアクラブの会員数の推移

シニアクラブの会員数の推移をみると、平成 25 年度の 1,718 人から平成 30 年度の 1,628 人と、90 人減少しています。

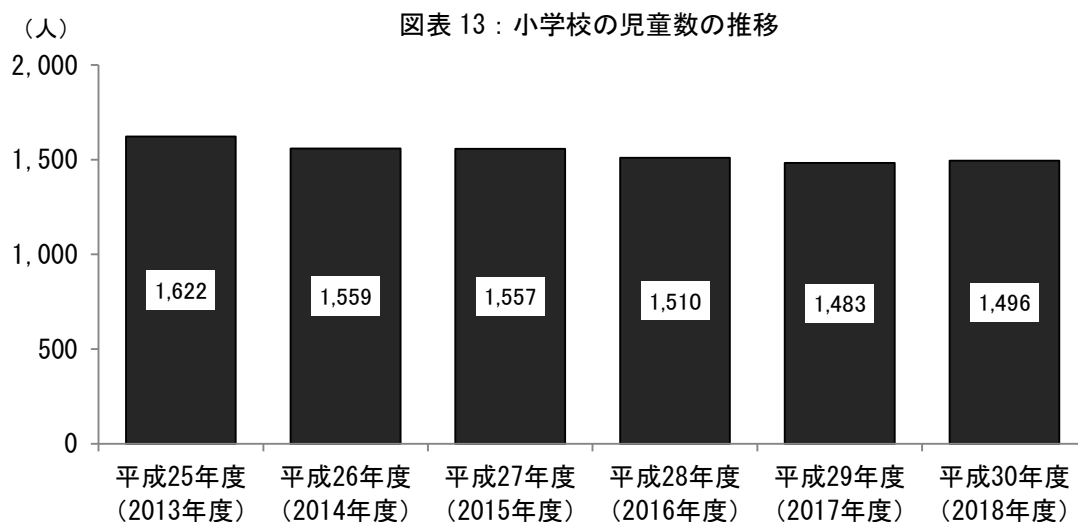
図表 12：シニアクラブの会員数の推移



資料 町民福祉部福祉課 (各年度4月1日)

⑬ 小学校の児童数

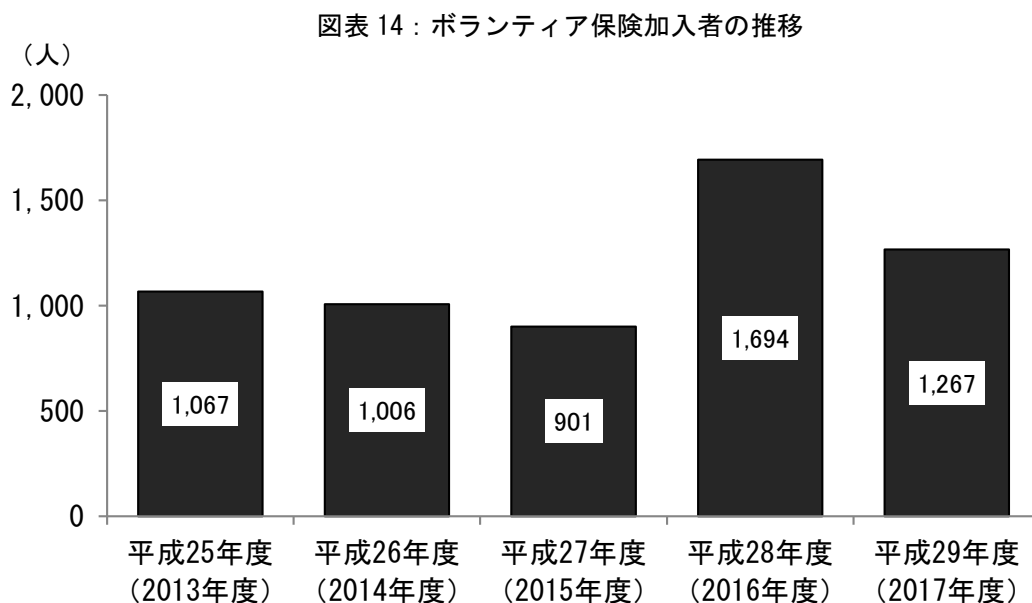
小学校の児童数の推移をみると、平成 25 年度の 1,622 人から平成 30 年度の 1,496 人と、126 人減少しています。



資料 学校基本調査 (各年度 5 月 1 日現在)

⑭ ボランティアの状況

ボランティア保険加入者数は、平成 25 年度で 1,067 人から、平成 27 年度には減少し 901 人でしたが、平成 28 年度には 1,694 人と増加し、平成 29 年度には 1,267 人とまた減少しているものの、平成 25 年度に比べ平成 29 年度は 200 人増加しています。



資料 内灘町社会福祉協議会 (各年度 3 月末)

2 前計画の取り組み状況

第1次内灘町地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画における、計画の取り組み状況を評価するため、11の項目の指標を設定しています。計画最終年度である平成30（2018）年度におけるその取り組み状況について評価しました。

指標の達成状況は、11項目中8項目において目標を達成し、今後も継続的に取り組みを推進していく必要があると思われます。また、福祉委員会の設置など、未達成項目については今後取り組みの方向性や内容について検討していく必要があると思われます。

取り組みに対する指標（●）のほかに、観察指標（◇）についても本指標の一覧の中に含め、町、社協などの取り組み状況について記載しています。

※平成30年度は年度途中の実績数を含むものもあります。

基本目標1 子どもも大人も学び合い、参加・活躍できるまち

- 高齢者や障がい者への理解を深めるための福祉教育講座を開催します。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
講座開催数 (回)	目標	1	1	2	2	2	2
	実績	2	4	2	1	4	3

- 高齢者や障がい者、子ども等、すべての地域住民が交流しながら互いに学び合える場づくりを行います。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
交流会開催数 (回)	目標	5	6	7	8	9	10
	実績	8	11	14	11	12	16

※交流会（サンタをさがせ！！、料理サロン、レクリエーション交流、障がい理解する交流会、うちなだまるごとフェスタ等）

- 地域で様々な経験・能力を持つ人材（キラリびと）や団体の登録を進め、地域行事やふれあいきいきサロン、学校等の活動につなげます。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
キラリびと登録者数 (人)	目標	29	35	40	45	50	50
	実績	25	29	35	40	51	51

- ふれあいきいきサロン等、住民が地域で集う場づくりを支援します。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ふれあいきいきサロン開催数（地区）	目標	12	13	14	15	16	17
	実績	12	13	13	13	17	17

●買い物や除雪に関するボランティアを育成します。

指 標		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
買い物・除雪等ボラン ティア数（人）	目 標	0	5	10	15	15	15
	実 績	0	0	0	0	0	0
買い物・除雪等ボラン ティア登録数（団体）	目 標	0	1	3	5	7	10
	実 績	0	0	0	0	0	0

【取組状況】

活動内容を買い物や除雪に限定しているものではありませんが、ボランティア登録者数は経年での増減がみられるものの、前次に比べ増加しています。平成 29 年度の豪雪時には地区民生委員等のボランティアによる一人暮らし高齢者宅の除雪作業に協力をいただきました。

項目にある、買い物は日常生活に直結した内容であり、雪かきは季節的な課題のため、ボランティア登録での支援体制の構築ではなく、より身近な単位である地域での課題ととらえ、今後は福祉委員会を含む町会区会単位での取り組みとして体制づくりが図られるような支援が求められます。

◇キャラバンメイト、認知症サポーターの養成講座を開催し、認知症に対する理解を深めます。

指 標		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
キャラバンメイト養 成講座	回数（回）	0	1	0	0	0	0
	参加者（人）	0	37	0	0	0	0
認知症サポーター 養成講座	回数（回）	3	2	5	5	3	3
	参加者（人）	46	32	567	372	217	231

※累積数：キャラバンメイト 178 人、認知症サポーター 2,673 人

◇親子や若い世代等、幅広い世代が気軽に参加・体験できるボランティア活動機会をつくります。

指 標	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ボランティア調整数	2	2	2	2	2	2

◇ボランティア養成講座を開催します。

指 標	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ボランティア講座開催数（回）	2	2	2	2	2	3

◇地域活動団体のネットワークを構築します。

指 標	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ボランティア連絡会開催数（回）	3	1	3	2	2	2
地域活動団体交流会開催数（回）	1	1	2	2	1	1

◇イベント・行事の企画等を通じて世代間交流を促進します。

指 標	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
世代交流イベント開催数（回）	15	19	21	16	18	19

※実施主体が社協議だけでなく、協力実施したものも含まれます。

◇ユニバーサルデザインや宅配サービス等、高齢者や障がい者等が利用しやすい社会資源について情報提供します。

【取組状況】

社協では相談業務や、ホームページ、広報誌「たんぼぼ」を通して随時情報提供を行っています。行政では福祉課や地域包括支援センターが中心となり、随時情報提供を行っています。

基本目標 2 ちょっとした手伝いから専門的サービスまで、支援が切れ目なくつながるまち

- 地域住民が困りごとを話し合い、解決に向けて主体的に取り組むしくみ、支援を必要とする人を日頃から見守るしくみづくりと活動を支援します。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
福祉委員会設置数 (か所)	目標	0	3	5	10	12	17
	実績	0	1	2	3	3	3

【取組状況】

平成 30 年度には、全町会・区長会への福祉委員会の設置を目指していましたが、現在のところ鶴ヶ丘 5 丁目町会、鶴ヶ丘東町会、旭ヶ丘町会の 3 町会に留まっています。日常的な生活の困りごとだけでなく、福祉的視点での課題の吸い上げや支援体制づくりについて、町会自身が「我が事・丸ごと」として取り組むことができるように支援し、福祉委員会の普及につなげることが必要です。

- 住民ニーズに応じたきめ細かな相談を行います。

(社協相談件数)

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規相談件数 (件)		65	81	77	62	50	75
延べ相談件数 (件)	目標	600	650	700	750	800	850
	実績	613	973	1,484	1,317	1,396	1,125

※平成 30 年度は、12 月末実績

【取組状況】

相談件数は経年的な増減はあるものの、5 年前の 2 倍近くとなり、今後も相談体制の確保や支援の充実が求められます。

(福祉課相談件数：障害福祉)

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規相談件数 (件)		96	54	50	57	61	43
延べ相談件数 (件)		620	957	1,068	1,106	974	804

※平成 30 年度は、2 月末実績

【取組状況】

新規相談件数は年間平均 60 件前後で推移しています。精神障害者の相談が多く、延べ相談件数も増加傾向にあり、継続支援ケースが増えてきています。

(地域包括支援センター相談件数：高齢者)

指標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規相談件数(件)	476	480	461	392	553	493
延べ相談件数(件)	583	650	528	492	675	694

※平成30年度は、2月末現在

【取組状況】

平成27年度に地域包括支援センターが役場から保健センターに移転しました。民生児童委員等との連携強化により、地域で見守りされている方への訪問等で相談業務の充実を図っています。

- 介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。(交流会開催数)

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
当事者交流会開催回数(回)	目標	29	35	40	43	44	45
当事者交流会開催回数(回)	実績	45	47	47	53	57	82
身体障害者(回)		16	17	17	18	19	26
知的障害者(回)		12	12	12	12	12	11
精神障害(回)		12	13	13	18	21	41
ひきこもり(回)		0	0	0	0	0	0
ひとり親家庭交流会(回)		5	5	5	5	5	4

※平成30年度は、平成12月末実績

- 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、公的制度やサービスを利用するために必要な手続や日常生活における金銭管理の支援(福祉サービス利用援助事業)を行うとともに、成年後見制度等について情報提供を行います。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
福祉サービス利用援助	目標	3	4	4	5	5	5
事業利用者数(人)	実績	3	3	4	3	4	6
福祉サービス利用援助事業支援延べ件数(件)	実績	64	64	76	64	70	103

※平成30年度は、平成12月末実績

- 公的制度やサービスでは対応できない困りごとを抱えた人に対し、個別に相談支援を行います。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
個別支援対象者数(人)	目標	5	7	9	10	12	15
	実績	22	31	41	40	49	27

※平成30年度は、平成12月末実績

●災害ボランティアを養成します。

指標		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
災害ボランティア養成講座開催数(回)	目標	1	1	1	1	1	1
	実績	3	1	2	2	2	2
災害ボランティア登録者数(人)	目標	1	5	10	15	20	25
	実績	0	10	10	10	10	10

※平成30年度は、平成12月末実績

◇町民後見人を養成します。

指標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
後見人制度啓発講座開催数(回)	0	4	2	2	4	5

※平成30年度は、平成12月末実績

【取組状況】

町民後見人の養成をめざし、現在は啓発講座を開催し周知に努めています。

◇地域包括支援センターでの成年後見制度の取り組み

指標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
回数	①地域ケア関係者連絡会 21人	①地域ケア関係者連絡会 33人	①地域ケア関係者連絡会 33人	①地域ケア関係者連絡会 28人	①地域ケア関係者連絡会 40人	①地域ケア関係者連絡会 5月 38人
	②いきいきサロン 32人	②いきいきサロン 38人	②いきいきサロン 8人	②鶴北福祉委員会 13人	②町広報	②地域ケア関係者連絡会 1月 38人
	合計 2回	合計 2回	合計 2回	合計 2回	合計 2回	合計 2回
人数	合計 53	合計 71	合計 40	合計 41	合計 40 +町民	合計 76人

【取組状況】

いきいきサロンや福祉委員会、居宅介護支援事業所への制度の啓発、周知に努めました。

◇バスや電車等の公共交通機関の利用が困難な障がいがある人や要介護高齢者を対象とした運転ボランティアによる移送サービス(福祉有償運送)。

指標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用件数(件)	1,876	1,504	1,483	1,825	1,956	1,173

※平成30年度は、平成12月末実績、年度末予想数：1,564件)

【取組状況】

移動支援へのニーズは年々増加し、利用希望が集中する時間帯があることから、現在の運転ボランティア、稼働車両では十分な対応ができない状況です。

◇保健・医療・福祉の公的制度やサービスについて情報提供を行います。

【取組状況】

必要に応じて、ホームページや社協広報誌「たんぼぼ」、福祉何でも相談等を通して情報提供を行っています。

◇災害ボランティアセンターの機能を充実します。

指標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
災害ボランティアセンター運営訓練回数（回）	1	1	1	1	1	-

※平成 30 年度は、内灘町防災訓練が台風のため中止。

◇ボランティア保険等の加入を通して、犯罪や事故を未然に防ぐボランティア活動を支援します。

指標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
防犯ボランティア保険加入者数（人）	40	54	99	102	41	131

◇あらゆる機会を通じて、犯罪や事故に備えた見守りの大切さを周知します。

指標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
犯罪・事故等情報発信回数（回）	17	28	21	20	23	21



■うちなだまると交流会

3 町民の意識と実態

■調査の概要

① 調査について

本調査は、「内灘町自殺対策行動計画」策定にあたり実施した「こころの健康に関する住民意識調査」において、地域交流や地域共助に関する項目を「第2次内灘町地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」策定の基礎資料として活用しました。

② 調査対象及び調査状況

- ①調査地域 : 内灘町全域
- ②調査対象 : 20歳以上の内灘町民
- ③標本数 : 1,000人
- ④標本抽出方法 : 住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤調査期間 : 平成30年7月
- ⑥調査方法 : 郵送配布・郵送回収

③ 調査票の回収方法

配布数	1,000件
有効回収数	314件
無効回収数	4件
回収率	31.8%

④ 報告書の見方

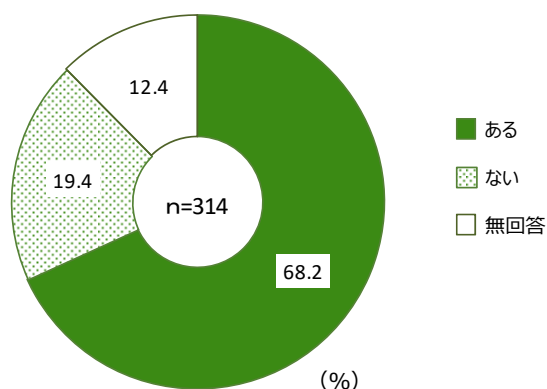
- ・グラフ・表中の「n」はアンケートの回収数を示しています。
- ・比率はすべて百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ・表として示したもののうち、回答数が0の場合は表示を省略しています。また、選択肢の文章を簡略化してある場合もあります。

■ 調査結果

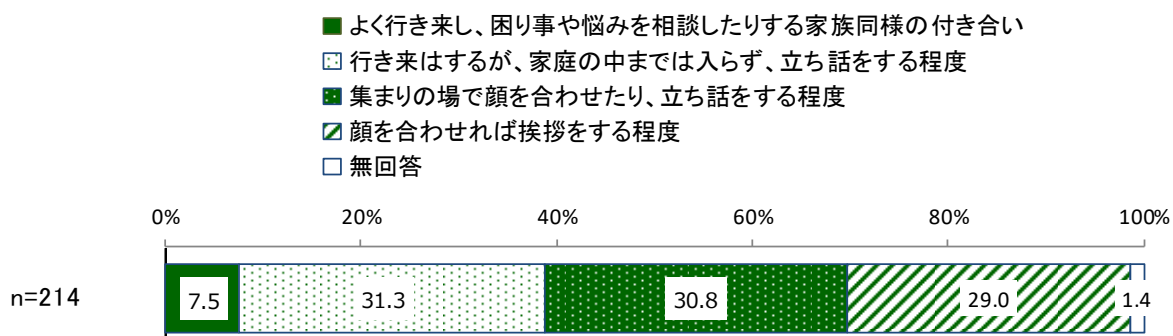
① 近所づきあいについて

近所付き合いは、「ある」が68.2%、「ない」が19.4%となっています。また、近所付き合いの程度については、「よく行き来し、困り事や悩みを相談したりする家族同様の付き合い」は7.5%と最も少なくなっています。一方、「行き来はするが、家庭の中までは入らず、立ち話をする程度」「集まりの場で顔を合わせたり、立ち話をする程度」「顔を合わせれば挨拶をする程度」はそれぞれ3割程度となっています。

図表 15 : : 近所付き合いについて



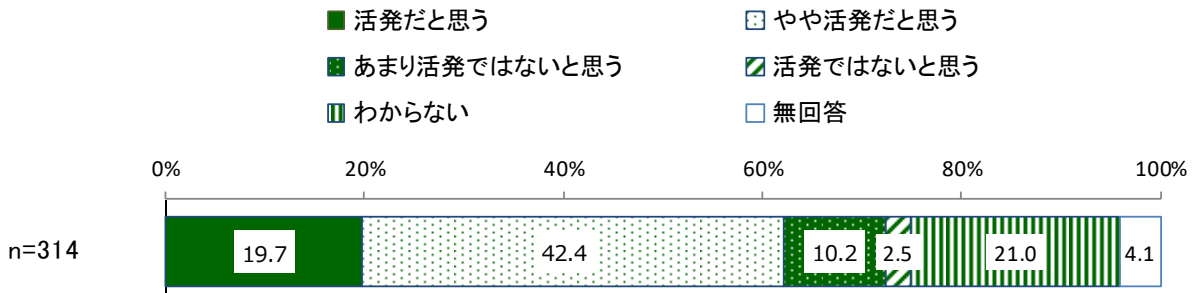
図表 16 : 近所付き合いの程度について



② 地域社会の行事や活動

地域社会の行事や活動は、『活発だと思う』（「活発だと思う」と「やや活発だと思う」を合わせたもの）が 62.1%、『活発ではないと思う』（「あまり活発ではないと思う」と「活発ではないと思う」を合わせたもの）が 12.7%となっています。

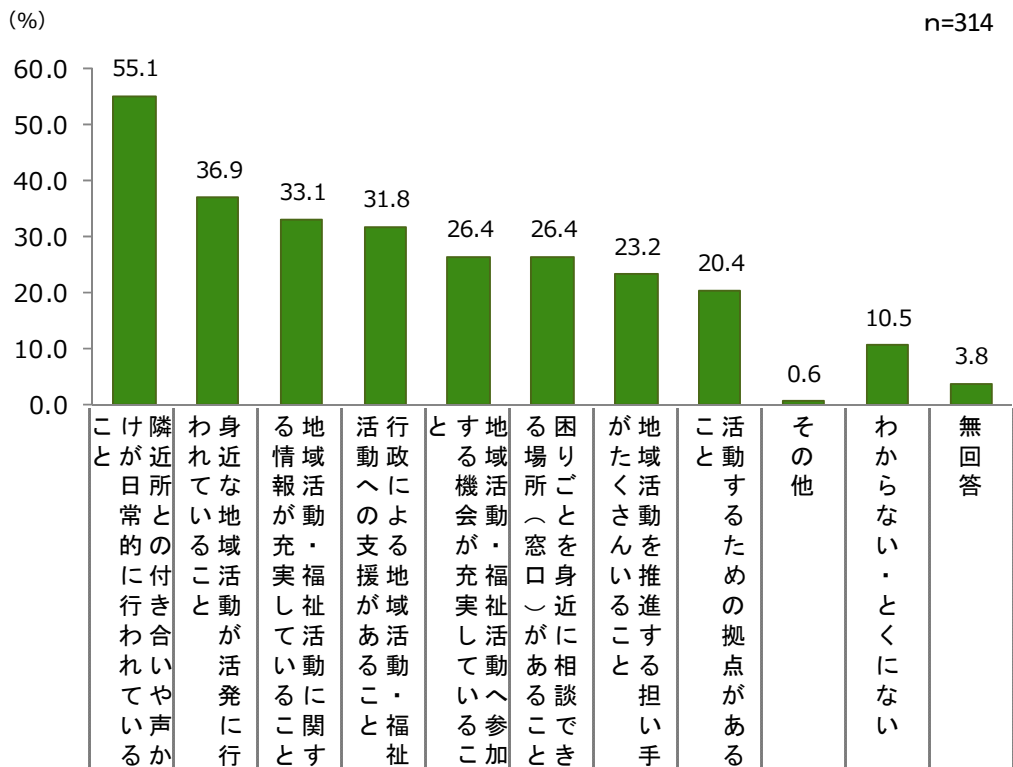
図表 17：地域社会の行事や活動



③ 地域住民が助け合うために大切なこと

地域住民が助け合うために大切なことは、「隣近所との付き合いや声かけが日常的に行われていること」が 55.1%と最も多く、次いで「身近な地域活動が活発に行われていること」(36.9%)、「地域活動・福祉活動に関する情報が充実していること」(33.1%)、「行事による地域活動・福祉活動への支援があること」(31.8%)となっています。

図表 18：地域住民が助け合うために大切なこと



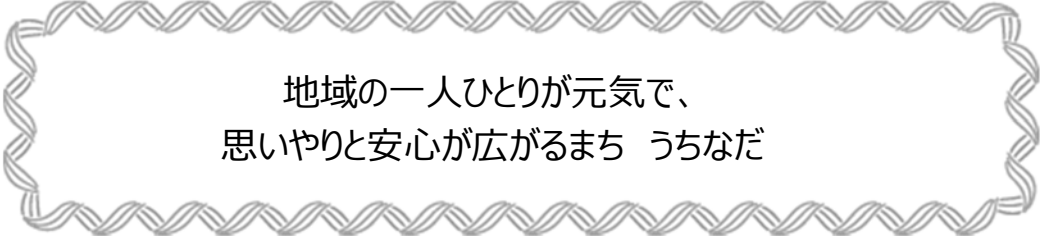
■ 総評

近所づきあいはあると回答した人が 68.2%と半数以上いるものの、その付き合い方をみると、立ち話程度やあいさつ程度にとどまっている人が多く、今後も地域ごとに、継続的に顔のみえる関係づくりが必要となっています。

地域住民が助け合いのために必要なことは、「隣近所との付き合いや声掛けが日常的に行われていること」や「身近な地域活動が活発に行われていること」、「地域活動・福祉活動に関する情報が充実していること」などがあげられており、声掛けやあいさつによる顔の見える関係づくりの必要性や地域活動の活発な実施と、それに伴う地域活動等の情報の充実などについて必要性を感じている人が多く、引き続き、声掛けやあいさつは、子どもから高齢者まですべての住民が実施していくとともに、地域に存在する生活課題は、日常生活の問題から、障がい者と地域住民の関係づくり、子どもの見守り、単身高齢者の社会的孤立、災害時・緊急時の要援護者の対応など、あいさつ程度の関係から一歩進んで、地域のことを話し合う機会を日常的に持つことが今後は必要になってくると考えられます。

3. 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



地域の一人ひとりが元気で、
思いやりと安心が広がるまち うちなだ

この計画の主役は住民の皆さんです。地域での日頃の見守りや災害時の助け合い、行政、社協、町内会の役員や民生・児童委員等の限られた人たちだけでなく、より多くの人が学び・気づき・育ち・関わることが重要です。

■ 本計画に踏まえている「地域共生社会」実現に関する考え方

厚生労働省では、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

本町においてもこの考えを踏まえつつ、地域共生社会の実現を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が掲げる一つの目標像として捉え、計画の基本理念を前期計画の基本理念と同じものとししました。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

資料：厚生労働省

■制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成 29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
 ■市町村による包括的支援体制の制度化
 ■共生型サービスの創設 など

平成 30(2018)年：
 ■介護・障害報酬改定：
 共生型サービスの評価 など
 ■生活困窮者自立支援制度の強化

平成 31年(2019)以降：
 更なる制度見直し

2020年代初頭：
 全面展開

【検討課題】

- ① 地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ② 保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③ 共通基礎課程の創設 等

2 計画の基本目標

本計画の基本理念である「地域の一人ひとりが元気で、思いやりと安心が広がるまち うちなだ」の実現を目指して、以下の2つの基本目標を踏まえながら、その達成に向けて各種施策を進めていきます。

基本目標1 子どもも大人も学び合い、参加・活躍できるまち

内灘町は、町内会ごとに地区公民館が設置されているなど、身近な地域で学び、参加する環境が充実しているといえます。こうした社会資源を活用しながら、子どもから高齢者まで、一人ひとりの経験・能力を育み、支え合いのまちづくりに活かすことのできるまちをめざします。また、地域や世代を超えてつながり、ふれあうことのできるきっかけづくり、場づくりを進めるとともに、すべての人が安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標2 すべての人が支え合い・助け合うまち

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、顔の見える関係作りや人と人とのつながりなど、地域の人たちが互いに支え合い・助け合いの取り組みを進めることは非常に重要です。

日頃から近所の人との挨拶や声掛け等を通じて顔の見える関係づくりを地域で行い、ご近所同士による支え合い、助け合いによって、いざというときにも安全で安心して暮らしていくことのできる地域づくりを目指します。

基本理念

地域の一人ひとりが元気で、
思いやりと安心が広がるまち うちなだ

基本目標 1
子どもも大人も学び
合い、参加・活躍で
きるまち

基本施策 1

一人ひとりの経験・能力を育み、活かし合う

- ① 支え合いの心を育む
- ② 経験・能力を活かす

基本施策 2

地域・世代を超えて元気に参加・活躍する

- ① 地域でつながる
- ② 世代を超えてふれあう

基本施策 3

安心して生活できる環境を整備する

- ① 生活環境を整備する
- ② 自立を支援する

基本目標 2
すべての人が支え合
い・助け合うまち

基本施策 1

支え合いネットワークをひろげる

- ① 地域で支え合うしくみをつくる
- ② 相談支援のしくみを確立する
- ③ 専門的支援を充実する

基本施策 2

緊急時等の見守りネットワークをひろげる

- ① 災害に備える
- ② 犯罪・事故に備える

4. 計画の内容



基本目標 1 子どもも大人も学び合い、参加・活躍できるまち

基本施策 1 一人ひとりの経験・能力を育み、活かし合う

① 支え合いの心を育む

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	◇ 地域福祉の大切さを伝えるために、本計画の周知に力を入れます。 さらに、認知症や障がい等についてさらに詳しく学ぶことのできる研修会やイベントを開催します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民を対象に視覚障がいや精神障がい、成年後見制度等の理解を深めるための福祉教室講座を開催しました。● 障がい者交流イベント「サンタをさがせ！！」の協力や、地域住民と障がい者が一緒に参加する「料理サロン」や「レクリエーション交流会」の開催をしました。● 地域住民と障がい者が一緒に企画している地域交流イベント「うちなだまるごとフェスタ」の開催支援をしました。● 障がいのある人に対する理解を深める勉強会や研修会を住民向けに開催しました。

▶現状と課題

隣近所との付き合いがない、困ったときに頼る人がいないなど、日常生活に不安を感じている高齢者等が増えており、家庭や地域の中で支えあい・助け合って問題を解決する力が弱まっています。

さらに、認知症や障がいなどについて正しい知識を持った住民が増えていないことから、正しい知識を身につける機会を提供するとともに、支え合い・助け合いの重要性に気づき、住民自ら積極的に様々なことについて、学んでいくことが重要です。

▶ 5年後の目標像



多くの住民が地域福祉に関心を持ち、支え合い・助け合いの大切さを理解しています。

また、多くの住民が、子育てや介護、障がいや認知症等の病気へのサポートなどについて、自分のこととして考え、正しい知識を持って、積極的にサポートをしています。



 そのための行動指針

- 地域福祉の大切さを伝えるために、本計画や地域福祉の制度、考え方などの周知に力を入れます。
- 認知症や障がい等についてさらに詳しく学ぶことのできるイベントを開催し、学ぶ機会を提供します。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 身近な地域で、地域福祉についての勉強会を行きましょう。
- 自ら積極的に地域や福祉に関して学びましょう。
- 認知症や障がいについて正しい理解を持てるよう、社協や行政が開催する様々な講座等、積極的に学びの場に参加しましょう。

社協の取り組み

- 高齢者や障がい者への理解を深めるための研修会を開催します。
- 高齢者や障がい者、子ども等、多くの地域住民が交流しながら互いに学び合える場づくりを行います。

町の取り組み

- 広報やホームページ等の多様な媒体を通じて、本計画の周知を図ります。
- 出前講座や公民館事業等を活用し、住民が興味を持ちやすいテーマで、地域福祉についての講演会やイベント等を開催します。
- 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する理解を深めます。

② 経験・能力を活かす

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	◇ 住民の参加・活躍機会を増やすため、ボランティア養成講座や情報提供を行います。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 地域理解、障がい者や高齢者理解、思いやりの心、福祉に積極的に関わろうとする姿勢を育てることを目的とした講座を開催し、児童、保護者、高齢者、地域ボランティアの交流を図りました。● 車椅子体験等で障がいに対する理解を深めました。● ホームページ等にてボランティアの紹介や地域で様々な経験、能力を持つ人材や団体を募集しています。● 年3回ボランティア情報誌「合歡の木」を発行し、ボランティア団体の活動や講座の紹介等によりボランティアの啓発を行っています。● ボランティア連絡会に登録している団体に対し、ボランティア講座や活動助成等に関する情報を発信して活動の促進及び充実につなげました。地域や住民のニーズに沿ったボランティア活動促進のため、安心して参加し活動ができるよう講座等を開催しました。

▶現状と課題

地域での行事や活動は活発だと感じている人が6割以上を占めています。(P.19 参照)
ボランティア団体の減少や活動している人たちの高齢化、ボランティア活動における参加者の固定化などや、若い人の参加が少ないこと、活動への参加方法がわからないことなどから、活動参加者自体が少なくなっていることなど、様々な問題が全国的にみられます。

これらを踏まえて、参加方法の周知啓発とともに、住民だれもが気軽にボランティアに参加できる環境及び機会をつくっていく必要があります。また、一人ひとりの経験や能力を活かした活躍ができる機会づくりに努めていく必要があります。

▶ 5年後の目標像



多くの住民が気軽に参加できる様々なボランティア活動があります。
さらに、一人ひとりの経験や能力を活かすことができるボランティア活動が充実しており、多くの人が積極的にボランティア活動に参加しています。



そのための行動指針

- 住民の参加・活躍機会を増やすため、ボランティア養成講座の開催とともに、ボランティアに関する様々な情報提供を行います。
- ボランティアを必要としている人と活動したい人を結び付けていきます。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- 家族や友人を誘いボランティア活動に参加しましょう。

社協の取り組み

- 地域で様々な経験・能力を持つ人材団体の登録を進めるとともに、人材の活動する場の提供に努めます。
- 夏休みを活かしたジュニア体験ボランティア等、親子や若者を含む幅広い世代が気軽に参加・体験できるボランティア講座について、参加者の拡大を図るための工夫を検討するなど、学校と連携し開催します。
- 気軽に参加・体験できるよう、社協だより「たんぽぽ」内の「合^{ねむ}歡の木コーナー」に、定期的にボランティアに関する情報を発信し、啓発に努めます。
- 気軽に参加・体験できるよう、ボランティア登録者に対しては、メール等で定期的にボランティア情報をお届けします。また、ボランティア連絡会に登録されていない団体については、登録への理解促進に努めます。
- 地域のニーズに合ったボランティア（災害、買い物、除雪等）を育成するため、ボランティア養成講座を開催します。また、幅広く受講者を集めるための工夫を検討していきます。

町の取り組み

- 様々な分野でボランティアやサークル活動をしている人を支援します。
- ボランティアセンター運営に係る支援を継続します。



■交流レクリエーション



■うちなだ まるごと フェスタ

① 地域でつながる

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none">◇ 公民館の活用方策を検討します。◇ 地域活動への支援を行います。◇ サロンの開催地区を増やします。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 公民館が地域活動拠点として活用され、機能強化も図られています。● すべての地区に地域活動団体が設置され、地区ごとに活動が充実しています。● 地域のリーダーの発掘やネットワーク化がすすんでいません。● 地区にサロンが設置され、誰もが気軽に集まる場所ができました。サロンは毎月1回は開催され、隔週や毎週開催している地区もあります。

▶現状と課題

サロンをはじめとした地域活動による各種事業が活発に行われていますが、どの事業においても同じ顔ぶれで、一部の人たちが参加している状況です。また、運営する側のリーダーも長年同じメンバーで、さらに高齢化が進んでおり、一部の方に負担がかかっていることから、様々な事業を通じて地域のつながりを強めていくとともに、メンバーが固定化しないようリーダーの育成などにも努めていく必要があります。

▶5年後の目標像



より多くの住民が、積極的に地域活動に参加しています。
公民館等を拠点に、多世代が参加できる地域活動やイベントを開催するなど、
地域の人たちが自主的に活動しています。



そのための行動指針

- 地域リーダーの発掘・育成に努めます。
- 地域リーダーの活動の場の確保に努めます。
- 地域単位で、様々な活動ができるよう支援します。

▶具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 家庭や地域では進んであいさつしましょう。
- 町会や子ども会、シニアクラブ等、地域の集まりには積極的に参加しましょう。
- 住民が気軽に集まることができる場として、公民館を積極的に活用しましょう。
- 地域でつながりを持ちにくい若い世代やひとり暮らしの人に対して、積極的に声かけしましょう。

社協の取り組み

- 地域のリーダーを発掘するとともに、ネットワーク化を図るため、お互いに情報交換ができる場づくりを支援します。
- 専門的な知識を持つための教育・研修を行うとともに、活躍の場として、具体的な目標を設定するなど、リーダーのモチベーションや活動の持続が可能なかを考慮しながら、地域リーダーの育成を推進します。
- ふれあいいきいきサロン等の地域活動を支援します。

町の取り組み

- 公民館が地域活動拠点として活用されており、今後も継続的に機能強化を図ります。
- シニアクラブや女性会、青年部等、地域活動団体が地域で様々な活動を展開できるよう支援します。
- 地域活動への、障がい者の参加を促進します。



■いきいきサロン



■サロン&医科大学生との世代間交流

② 世代を超えてふれあう

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	◇ 様々な世代間交流機会をつくります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 内灘海岸を清掃し、海に向かって歌い、海に思いを伝えるイベント UTAUMI（うた海）を開催し、世代間交流の機会を提供しました。● 平成29年度より、地区公民館で「わくわく土曜体験教室」と題し、スポーツや文化などの多彩な教室を開催し、世代間交流を図っています。平成29年度は17地区公民館で実施しました。● ふれあいいきいきサロンは高齢者対象の内容が多いですが、世代間交流会となるイベント等は町会や公民館、学校行事でも行われています。

▶現状と課題

アンケート調査でも、近所付き合いの程度は、あいさつ程度や立ち話をする程度の方が9割となっており、地域とのつながりや交流が希薄であることがうかがえます。(P.18参照)

地域のつながりを再生し、地域の創意工夫を生かした身近な場所での支え合いの関係づくりや、支援が必要な人の問題の発見や援助をサポートするための世代を超えた地域間の連携を強化する必要があります。

▶5年後の目標像



それぞれの地域で考えた行事やイベントが開催され、様々な人が集まり、楽しく交流しています。



そのための行動指針

- 様々な世代同士が交流できる機会をつくります。

▶具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 公園や公民館を活用し、日頃から高齢者や子どもが互いに見守りながら楽しめる場をつくりましょう。
- 運動会等、世代を超えて楽しめるイベントを地域等で企画・実践しましょう。
- 子ども会やシニアクラブ等の地域活動団体は、様々な機会を通じて、定期的な交流機会をつくりましょう。

社協の取り組み

- 世代間交流を促進するため、各地区のふれあいいきいきサロン等の企画内容の充実を図ります。

町の取り組み

- 「UTAUMI（うた海）」などのイベント等を通じて世代間交流を促進します。
- 地区公民館で「わくわく土曜体験教室」等のスポーツや文化などの多彩な教室の開催を通じて、世代間交流を促進します。
- 小学校等の福祉教育の機会を通して、福祉施設と学校、保育園・所等との交流を深めていきます。



■シニアクラブ

基本施策3 安心して生活できる環境を整備する

① 生活環境を整備する

▶前計画の方針と主な取り組み

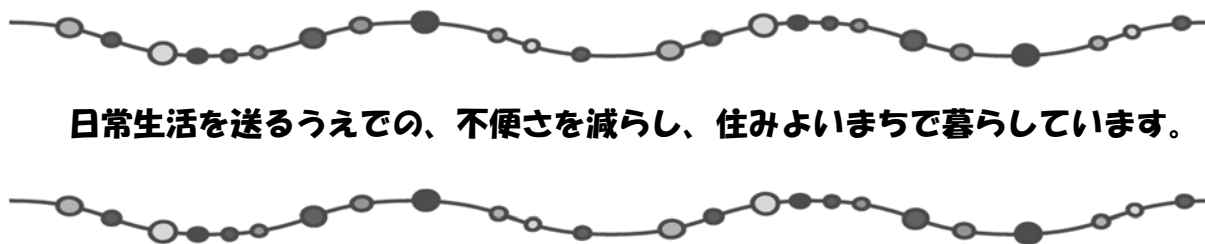
方針	<ul style="list-style-type: none">◇ 買い物や除雪など、地域住民の困りごとやニーズを把握します。◇ 公共施設や道路環境等のバリアフリー化を進めるとともに、地域や事業者等、町全体に働きかけます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 買い物に関しては民間事業者、除雪については内灘町シルバー人材センターが一部対応している状況です。● 公共施設、公園、道路など、町内全域のバリアフリーチェックには時間を要するとともに、その取りまとめと周知に課題が多い状況です。● 平成30年4月にはコミュニティバスのルートを増加し、住民の移動に対する施策の充実を図りました。● 町内主要道路においては、除雪対応を行うとともに、通学路や避難所周辺等の必要と思われる箇所には消雪装置を設置しています。

▶現状と課題

高齢化が進むにつれ、買い物や移動手段の確保等の福祉サービスでは対応が難しい日常生活におけるちょっとした困りごとが顕在化してきますが、解決には行政や社協だけでなく、町会区長会や福祉委員会等の地域の人との支え合い・助け合いが必要不可欠です。

また、社協単独で町全体のバリアフリーチェックを行うことは困難ですが、行政や町会区長会、内灘町自立支援協議会とも連携し状況把握に努めることが、高齢者や障がい者等の交通弱者の自立した生活や社会参加につながります。

▶ 5年後の目標像



日常生活を送るうえでの、不便さを減らし、住みよいまちで暮らしています。

 そのための行動指針

- 交通弱者を含め、移動が不便な方の移動手段の確保に努めます。
- 日常生活での困りごとに対して地域・行政・社協等で連携しながら対応します。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 買い物や除雪が困難な場合は、地域で互いに協力しましょう。
- 移動支援等の福祉サービスを活用しましょう。
- 公共施設や道路等について、高齢者や障がい者等すべての人が使用しやすい環境になっているか、町会区長会や福祉委員会等で検討を行います。
- 事業者は、高齢者や障がい者等が使用しやすいような環境づくりを心がけましょう。
- 飲食店やスーパー等、住民の日常生活に関わる事業者は、移動販売や宅配サービス等を積極的に取り入れましょう。

社協の取り組み

- 買い物や除雪等、生活支援に関するボランティアは、町会区会にニーズを伝えるとともに、実施に向けて町会区会と調整等を行います。

町の取り組み

- 買い物や除雪等に関する住民ニーズを把握し、商工会やボランティアとの協働による支援策について検討します。
- 町会区会の意見を参考に、必要性等を精査し、公共施設や道路環境の整備を進めます。
- 地域や事業者に対し、高齢者や障がい者等が利用しやすい環境づくりを働きかけます。
- 住民の移動手段の一つとなるコミュニティバスは、利用者の増加に向けた取り組みを進め、利便性の高いバス網の整備を進めます。

- 運転免許自主返納した高齢者に対し、コミュニティバスの定期券等を交付するなど、高齢者の移動に対する支援を行います。



② 自立を支援する

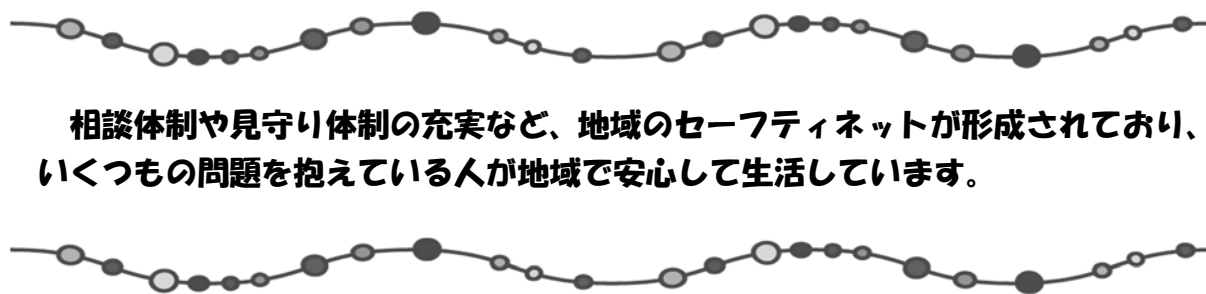
▶現状と課題

近年、生活困窮者が増える一方で、当事者のもつ様々な問題を解決するには、これまでの制度などでは対応しきれないという課題が生じており、そのための支援が重要となっています。

こうした背景のもと、平成 27 年 4 月から、新たに生活困窮者自立支援制度が開始されました。また、生活保護受給世帯に限らず、消費税の増税や物価の上昇などにより、経済的な苦しさを抱える人が少なからずいると推測されます。

今後、複合的な問題を抱えた生活困窮者への包括的な支援とともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくりを進めていく必要があります。

▶ 5 年後の目標像



相談体制や見守り体制の充実など、地域のセーフティネットが形成されており、いくつもの問題を抱えている人が地域で安心して生活しています。

そのための行動指針

- 相談窓口の充実を図ります。
- 相談窓口等の分かりやすい情報発信に努めます。

▶具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 生活困窮者自立支援制度の内容を理解し、必要に応じて利用しましょう。
- 地域や身近に生活に困窮している人を見つけたら、行政等の専門機関につなげましょう。

社協の取り組み

- 制度について周知啓発を図るとともに、的確な相談窓口につなぐことができるよう研修会を開催するなど職員の資質の向上に努めます。

- 相談を通して必要な方には、福祉事務所で実施する生活困窮者自立支援事業等の相談支援事業につなげます。

町の取り組み

- 町担当課が相談窓口となり福祉事務所で実施する生活困窮者自立支援事業の相談支援事業や住宅確保給付金の制度、就労訓練事業につなげます。
- 生活困窮者自立支援事業のリーフレットを作成・配布し住民に対して情報提供します。

基本施策 1 支え合いネットワークをひろげる

① 地域で支え合うしくみをつくる

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域で困りごとを話し合い解決するためのしくみづくりを支援します。◇ 住民の細かな福祉ニーズを把握します。◇ 住民の福祉ニーズに対応するため、NPO等の新たなしくみづくりを支援します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 認知症高齢者や障がい者等、将来的に不安を抱えている方に対し、成年後見制度の理解と周知を図っています。また、NPO 法人や各種団体主催の講座に協力していますが、当事者や関係者への周知にとどまっており、地域住民へ広く周知できていない可能性があります。● 住民からの個別相談によるニーズの把握はできたものの、広く情報収集する仕組みづくりまでは至っていません。● 地区の福祉委員会設置は 3 地区にとどまっており、普及にむけ、町会区会と検討を行っています。

▶現状と課題

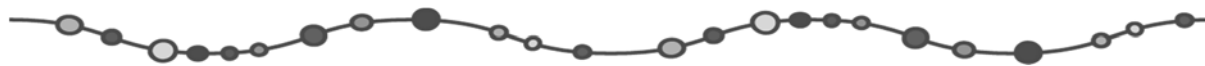
地域住民が抱える生活課題や福祉課題等、地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす住民の視点が大切となります。個人や地域の課題について住民同士が議論し、課題やニーズを共有し、課題解決の方法等を地域の方で見出すことが地域福祉推進のためには必要です。

各地区福祉委員会の普及を目指し、多様化する福祉ニーズに対する支援の充実に努める必要があります。

▶ 5年後の目標像



住民の困りごとを地域で共有し、解決に向けて地域住民が主体的に取り組むしくみができています。また、支援を必要とする人を見守るしくみができています。家族や地域では対応が困難であり、公的制度でも対応できない細かな福祉ニーズに対応できる新しいしくみが地域でできています。



 **そのための行動指針**

- 地域で困りごとを話し合い解決するためのしくみづくりを支援します。
- 地区の福祉委員会の設置と併せて、住民の細かな福祉ニーズの把握及び、住民の福祉ニーズに対応するための新たなしくみづくりを検討します。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 日頃から家庭でどんなことでも話し合しましょう。
- 電球交換やゴミ出し等、日頃のちょっとした困りごとは隣近所で助け合しましょう。
- 高齢者や障がい者、子どものいる家庭等が地域で孤立しないよう、日頃から隣近所で声かけや見守りを心がけましょう。
- 福祉委員会で、地区のニーズ把握や見守りや支援体制づくりに取り組みましょう。
- 家庭や地域で解決できない困りごとは、民生委員・児童委員や社協、行政等の窓口にご相談しましょう。
- 配達業者やサービス事業者等、住民の日常生活に関わる事業者は、利用者の様子が普段と違えば行政や社協に連絡するなど、可能な方法で見守り活動に協力しましょう。

町・社協の取り組み

- 地域住民が困りごとを話し合い、解決に向けて主体的に取り組むしくみ、支援を必要とする人を日頃から見守るしくみとして、町会区会単位での福祉委員会の設置拡大を

目指します。なお、設置にあたっては、町会区会の負担が増加することがないように設置方法や運営方法について町会区会と検討をしていきます。

- 成年後見人制度の周知も含め市民後見人の必要性について周知啓発を図るとともに、的確な相談窓口につなぐことができるよう研修会を開催するなど職員の資質の向上に努めます。
- 家庭や地域では対応が困難であり、公的サービスでも対応できない細かな福祉ニーズを把握し、個別ニーズや地域ニーズの把握及びその対応方法のしくみについては、福祉委員会でも併せて検討をしていきます。
- 社協で実施している福祉有償運送事業は、複雑化する利用ニーズに対応することなどから、運転ボランティア増員等について見直すとともに、制度自体の見直しを検討していきます。



② 相談支援のしくみを確立する

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none">◇ 「まずはここに相談できる」という行政の相談窓口を周知するとともに、庁内の対応力を高めます。◇ 行政や社協、民生委員・児童委員などの様々な相談窓口や機関を周知します。◇ 虐待等の複雑・困難な問題に各分野が連携して対応できるしくみをつくりま
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 様々な機会を通じて、住民に対してPRを行っていますが、緊急かつ専門的なケースに対応できていないところがあります。● 社協では月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで「福祉なんでも相談」を行っています。相談内容は、福祉を含む生活の困りごと等を受け付けており、必要な方にはアウトリーチも積極的に行っています。● 各分野の行政窓口では、相談内容に複数の課題が混在している場合は、関係機関とも連携しながら問題解決に向け支援しています。

▶現状と課題

社協や地域包括支援センター、障害福祉関係の相談件数は、年々増加しています。支援を必要としている人が、自分に合った相談窓口を選択し利用するため、相談機能やサービスの利用に関すること等の情報が住民に対して適切に提供される必要があります。それに合わせて相談に対応する人材のレベルアップも必要です。

今後も支援を必要としている人が、自分にあった支援を受けることができるよう、適切な相談窓口や機関を周知啓発する必要があります。

▶ 5年後の目標像



住民が、困りごとがあったときに気軽に相談できる窓口や機関を知っていて、適切に利用しています。

虐待などの対応がむずかしい問題が発生した場合は、地域から専門機関へつながることができ、また専門機関同士が有機的に連携しながら、相談者の立場に立って適切に対応できるしくみができています。



 そのための行動指針

- 「まずはここに相談」という行政の相談窓口を周知します。
- 窓口及び庁内での連携を図り、相談に対する職員の対応力を高めます。
- 行政、社協、民生委員・児童委員などの様々な相談窓口や機関について、周知するなど住民への情報提供に努めます。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 家庭や地域では対応が困難な問題は民生委員・児童委員や社協、行政等の相談窓口にご相談しましょう。
- 日頃から民生委員・児童委員や社協、行政等の相談窓口を知っておきましょう。
- 介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間をつくりましょう。

社協の取り組み

- ホームページや社協広報誌「たんぽぽ」等、様々な媒体やイベント等の機会を通じて社協が相談窓口を設置していることをPRしていきます。
- 住民ニーズに応じたきめ細かな相談を行います。
- 行政と連携しながら、ニーズ等を把握しやすい企業や団体等とのネットワークの構築について検討していきます。
- 介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。

- 生活福祉資金貸付制度、たすけあい金庫事業を通して、経済的自立や更生を図る等相談・生活支援体制を強化します。

町の取り組み

- 社協や行政等の様々な相談窓口を周知します。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で気軽に相談できる人材を育成します。
- 相談窓口の充実を図り、虐待や生活困窮等の複雑・困難な問題を含め、各分野が連携して適切に対応できるしくみをつくります。
- 介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。



基本施策 1 支え合いネットワークをひろげる

③ 専門的支援を充実する

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none">◇ 住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスを充実します。◇ 保健・医療・福祉の連携方策を検討し、しくみづくりを進めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 各種事業（ふれあいいいきサロン等）や、団体（シニアクラブ等）の活動を通じて、制度の説明や情報提供を図っています。● 地域包括支援センターでは医療と福祉の連携会議を行い、複合した課題の検討や支援体制充実に努めています。● 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護に資することを目的として、地域生活が送れるように福祉サービスの援助を行っていますが、今後、対応件数が増えれば、専門員も不足となり、対応体制について検討が必要です。● 公的制度やサービスでは対応できない困りごとを抱えた人に対し、関係機関と連絡しながら定期的に支援しています。

▶現状と課題

法改正等による福祉制度の変更やサービス提供主体が多様化する中、利用者が自分に合った福祉サービスを選択し利用するためには、サービスの利用に関することや事業者のサービス内容等の情報が適切に提供される必要があります。

支援を必要としている人が、制度の内容や利用の方法、サービス提供事業者の情報等を必要なときに入手しやすいよう、広報やホームページ、パンフレットなどの多様なメディアを通じて、効果的な情報提供に努めるとともに、内容の充実に努める必要があります。

▶ 5年後の目標像



認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て中の家庭など、支援を必要とする住民が、福祉サービスなど専門的支援を適切に活用し、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすことができます。



そのための行動指針

- 住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスを充実します。
- 制度やサービスについて周知します。
- 保健・医療・福祉の連携を図ります。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 支援が必要になった場合は保健・医療・福祉の公的制度やサービスを利用しましょう。
- 日頃から公的制度やサービスを知っておきましょう。
- 福祉サービス事業者は、住民のニーズに応じたきめ細かな情報提供・サービス提供を行きましょう。

社協の取り組み

- ひとり暮らしの高齢者等情報が届きにくい人に対しては、民生委員やシニアクラブ会員と連携し、必要な公的制度の説明やサービスが届くように配慮します。
- 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、公的制度やサービスを利用するために必要な手続や日常生活における金銭管理の支援（福祉サービス利用援助事業）を行います。また、成年後見制度等についても情報提供を行います。
- 公的制度やサービスでは対応できない困りごとを抱えた人に対し、個別に相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐなど、継続的な支援を行います。

町の取り組み

- 保健・医療・福祉の公的制度やサービスについて情報提供を行います。
- 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度や福祉サービス

利用援助事業について情報提供を行います。

- 高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉等の個別計画に基づき、保健・医療・福祉の公的
制度やサービスの提供体制を整備します。
- 保健・医療・福祉の連携を図ります。高齢になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、
在宅医療と介護の連携を強化します。



■リハビリ友の会慰問

基本施策2 緊急時等の見守りネットワークをひろげる

① 災害に備える

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none">◇ 災害時要支援者台帳の整備を進めるとともに、活用方法を検討します。◇ 福祉避難所の整備を進めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、内灘町避難行動要支援者避難支援計画を策定しました。毎年、「要支援者名簿」「同意者名簿」「個別計画」を作成し、災害発生時に備えています。● 福祉避難所については、平成29年度に2箇所が追加され4箇所になりました。● 自主防災組織（町会）に対し、地域の防災力強化のため防災資機材の整備費の一部を助成しました。

▶現状と課題

住民が安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃からの災害に備えたまちづくりが必要です。

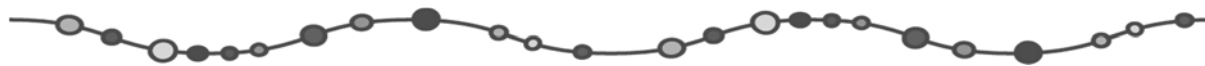
災害時に被害を最小限に抑えるためには、まずは住民一人ひとりが災害に対する日頃の備えを行うことが必要です。併せて災害時には初動体制が非常に重要であることから、日頃から隣近所同士が地域に目を向け、見守り・声かけ活動を通じ、あらかじめ助け合える関係を築くことが重要です。

また、子ども、高齢者や障がい者など、要配慮者といわれる人たちは、自分一人で避難することができなかつたり、必要な情報が伝わりにくいことから、地域の避難行動要支援者の所在の把握をするとともに、災害時の安否確認や避難誘導を含めた支援体制の確立や避難後の避難所運営における配慮が求められています。

▶ 5年後の目標像



自分たちが住む地域が災害時にどんな被害が出るかを想定し、自主防災組織を中心として、地域課題に合った避難訓練が行われています。



そのための行動指針

- 避難行動要支援者避難支援計画に基づき実効性のある避難を進めます。
- 引き続き災害等に備えて、防災・減災に必要な準備を進めていきます。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 災害が起きたらどこに避難するかなど、家庭内で日頃から話し合い、いざというときに備えましょう。
- 災害時に自力で避難が困難な場合は、隣近所や地域の人に伝えるとともに、災害時要支援者台帳に登録しましょう。
- 高齢者や障がい者等、災害時に自力で避難が困難と思われる世帯を日頃から把握し、見守りを行いましょう。
- 自主防災組織を中心に、地域の状況に沿った防災訓練を行うとともに、避難行動要支援者の避難支援について話し合いましょう。

社協の取り組み

- 地域や行政と協力して災害時に支援が必要な人の把握に努めます。
- 災害時の見守りと日頃の見守りは通じていることなどの共助の考え方について周知啓発を行い、自主防災組織や福祉委員会等と連携しながら、地域に応じた見守りを推進します。
- 災害ボランティアセンター設置訓練を定期的に行います。また、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの育成に努めます。

町の取り組み

- 様々な災害発生時に備え、対策をとります。
- 福祉避難所の数を必要に応じて増やし、災害発生時に的確な対応ができるよう努めます。
- 自主防災組織に対して、地域の防災活動に関する支援を継続します。
- 個人情報の適正な扱いについて住民に周知し、地域の見守り活動をサポートします。



■内灘町防災訓練

② 犯罪・事故に備える

▶前計画の方針と主な取り組み

方針	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域のパトロールや見守り活動を支援します。◇ 外灯等の環境整備を進めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 外灯、カーブミラーについては、各町会からの要望を踏まえて、必要に応じて設置を進めています。● 平成26年より良好な住環境の確保及び定住促進による地域の活性化を目的に空き家バンク事業を実施しています。● 地区管理防犯灯はLED化を進めています。● 防犯教室の開催や通話録音装置の貸し出しを実施しており、住民の知識の向上を図っています。● 防犯カメラを町内の必要箇所に設置し、地域の安全性の確保に努めています。● 子どもの登下校の見守り活動を行っています。

▶現状と課題

住民が安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃からの犯罪や事故に備えたまちづくりが必要です。

近年、子どもや高齢者など社会的弱者を狙った悪質な犯罪が年々増加しており、それらを防ぐ取り組みが求められています。犯罪から身を守るためには、「自分たちの身は自分で守ろう」という住民一人ひとりの防犯意識を高めることはもちろんのこと、行政と地域、関係機関・団体協働による防災・防犯体制を充実させるとともに、住民の防災・防犯に対する意識の向上やあいさつ・声かけ運動、見守り活動を活性化し、災害や犯罪に強い地域づくりを進めていく必要があります。

▶ 5年後の目標像



地域で自主的に夜間のパトロールや、空き家の管理などの、安全を確保する活動が行われています。

事故や犯罪が起こらない、安全・安心な地域環境になっています。



 **そのための行動指針**

- 安全・安心な住環境づくりを進めます。

▶ 具体的な取り組み方針

地域・住民・事業者の取り組み

- 「自分達の地域は自分達で守ろう」という意識を地域で共有しましょう。
- 地域でパトロールを継続して行いましょう。
- 交通事故や不審者に備え、自宅周辺や道路等を安全な環境に保ちましょう。
- 空き地や空き家の管理・活用について話しあいましょう。
- 防犯に関する知識を習得し、防犯意識を高めましょう。

社協の取り組み

- 地域の犯罪・事故に備えるため、警察や町と連携し、防犯ボランティアを支援します。
- 安全・安心にボランティア活動を行えるよう、ボランティア保険の加入を促進します。
- ふれあいいいきサロン等、あらゆる機会を通じて、犯罪や事故に備える大切さを周知します。

町の取り組み

- 警察等と協力して、防犯教室を実施するなど、防犯知識の取得とともに、防犯意識が高くなるように努めます。
- 防犯カメラや外灯、カーブミラーの設置等、安心・安全な環境整備を進めます。
- 空き家バンクを活用し、危険空き家については適正管理を管理者に促すなど、良好な住環境の確保及び定住促進による地域の活性化を推進します。

5. 目標指標一覧

基本目標 1 子どもも大人も学び合い、参加・活躍できるまち

- 高齢者や障がい者への理解を深めるための福祉研修会を開催します。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
研修会開催数（回）	2	2	2	2	2

- 高齢者や障がい者、子ども等、すべての地域住民が交流しながら互いに学び合える場づくりを行います。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
交流会開催数（回）	10	10	10	10	10

基本目標 2 すべての人が支え合い・助け合うまち

- 地域住民が困りごとを話し合い、解決に向けて主体的に取り組むしくみ、支援を必要とする人を日頃から見守るしくみとして、町会区会単位での福祉委員会の設置を目指します。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
福祉委員会設置数（地区）	4	7	11	14	17

【参考指標】

基本目標と関連した数値目標に加えて、計画を推進する上で関連する項目を、目標指標の補助的な指標として参考指標として設定しました。

- 高齢者や障がい者、子ども等、すべての地域住民が交流しながら互いに学び合える場づくりを行います。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
学びの場開催回数（回）	12	12	12	12	12

○イベント・行事の企画等を通して世代間交流を促進します。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
世代間交流イベント・行事開催回数（回）	20	20	20	20	20

○住民ニーズに応じたきめ細かな相談を行います。 年延相談回数 1,200回

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
延べ相談回数（回）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

○バスや電車等の公共交通機関の利用が困難な障がいがある人や要介護高齢者を対象とした運転ボランティアによる移送サービスを提供します。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
延べ利用件数（件）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500


○介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
交流会開催数（回）	60	60	60	60	60

○災害ボランティアを養成のため災害ボランティア講座を開催します。

指 標	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
講座開催数（回）	2	2	2	2	2

6. 計画の推進体制



1 協働による推進体制

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

① 地域・住民・事業者の役割

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、主体的に地域福祉活動に加わりましょう。

地域活動団体や民生委員・児童委員、ボランティア、事業者等は互いに連携し、公的な制度のみでは対応が難しい地域の問題を解決していく役割が求められています。

② 社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉の推進を図る中核として、本計画の推進にあたっては住民や地域活動団体等との協働を進めるとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

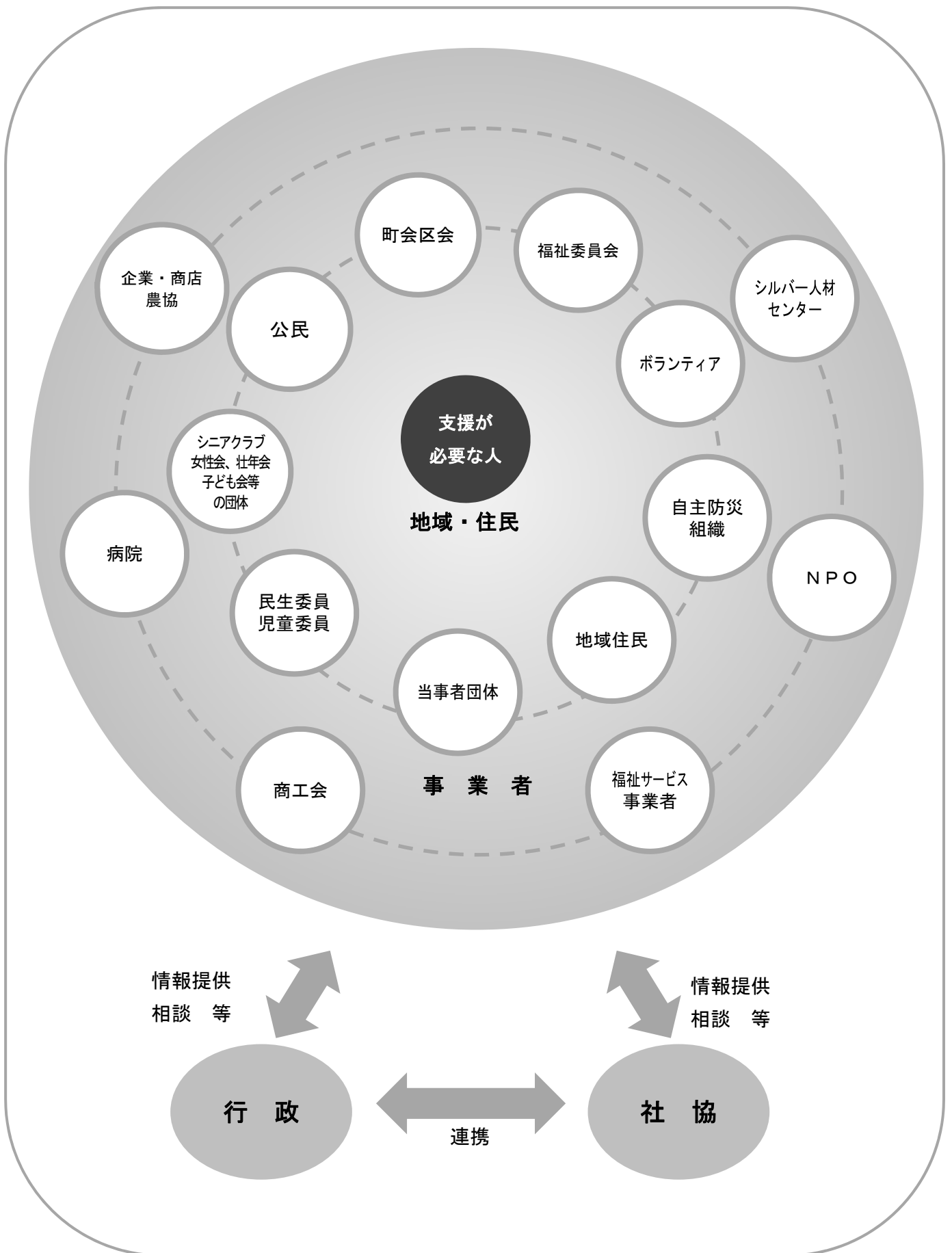
とくに、本計画は住民・地域・事業者等の理解と協力がなければ推進できないため、本計画の周知及び社協の事業活動等について、地域や事業者等に周知を図りながら、着実に取り組みを進めます。

③ 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、住民・地域・事業者、社協などの関係機関や団体の役割をふまえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

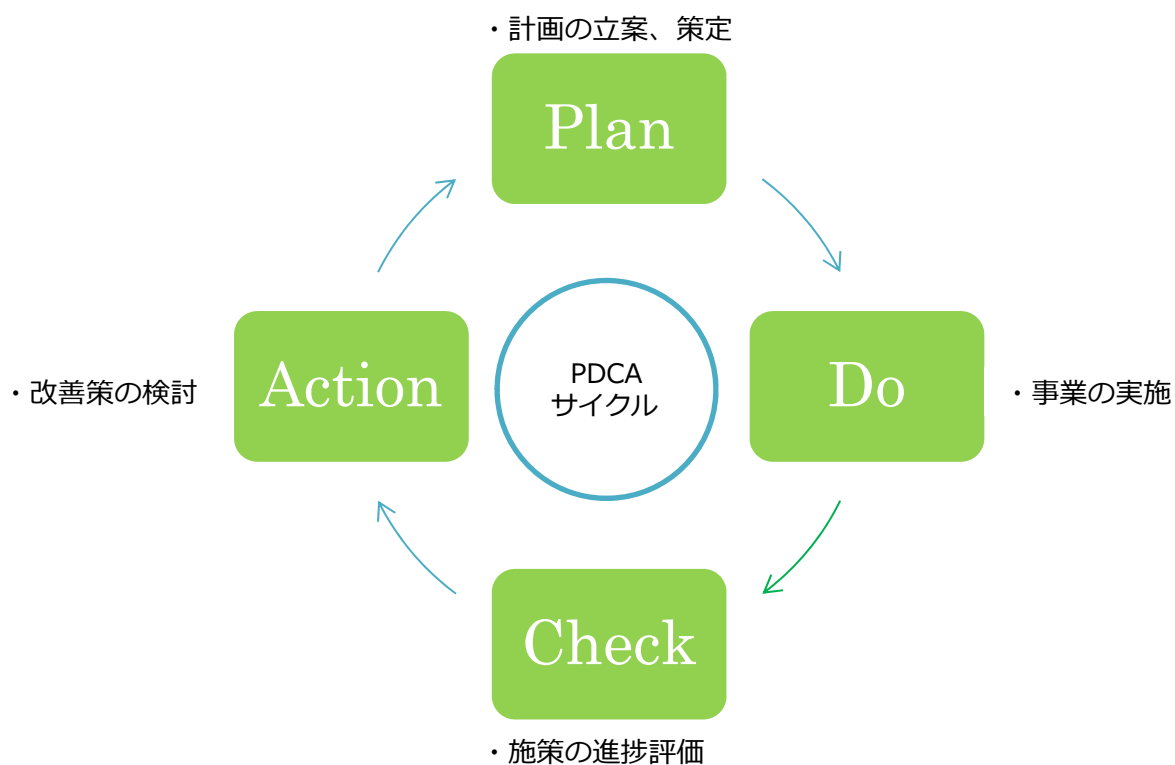
■ 協働による地域福祉のイメージ



2 計画の評価と見直し

本計画の進行管理については、定期的に進捗状況を管理・評価した上で、取り組みの推進や見直しについての検討を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の構築に努めます。



7. 参考資料



1 用語集

アルファベット

- **NPO**

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略語で、株式会社等とは異なり、営利を目的とせず、社会的な使命の実現に向けて活動する団体のことです。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特殊非営利活動法人）」と呼ばれます。

あ行

- **アウトリーチ**

手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、福祉サービスを拒んだり攻撃的・逃避的な行動を示す人に対して実施機関が積極的に働きかけ、利用を実現させるような取り組みのことを言います。

か行

- **虐待**

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のことです。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。

- **キャラバンメイト**

地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役のことです。

- **個人情報**

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述などにより、特定の個人を識別することができる情報のことです。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人を識別できる情報も含まれます。

- **コミュニティビジネス**

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのことです。

さ行

- **災害時要支援者**

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のことです。高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦などがあげられます。

- **災害ボランティアセンター**

災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための拠点のことです。

- **自主防災組織**

自主的な防災活動を行うことを目的とし、町内会等を単位として組織された地域住民の任意団体のことです。

- **生活困窮者自立支援制度**

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括的な支援を行う制度のことです。

- **生活福祉資金貸付制度**

資金の貸付と必要な援助指導を受けることによって自立し、安定した生活が送れるようになることを目的として、石川県社会福祉協議会が主体となって実施している事業です。

- **成年後見制度**

認知症や精神障がい等により、判断能力が不十分な人を保護するための制度のことです。具体的には、生活や財産管理に関する事務を代行したり、援助等を行います。

- **市民後見人**

親族による後見人（親族後見人）でもなく、弁護士や司法書士などの専門職による後見人（専門職後見人）でもない、同じ地域に住む全く関係のない市民による後見人のことです。

た行

- **たすけあい金庫事業**

低所得者や経済的に生活が困難な世帯に対して、無利子で必要な資金を貸し付ける事業で、社協が実施しています。

- **地域共生社会**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことで

す。

- **地域包括支援センター**

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するための拠点のことで、内灘町保健センター内にあります。介護保険サービスに関する窓口だけでなく、高齢になっても自立した生活を送るための支援等、様々な相談に応じています。

な行

- **認知症**

記憶や認知に関する機能が急速に低下していく脳の病気のことです。高齢によるものだけでなく、若年性認知症も問題となっています。

- **認知症サポーター**

キャラバンメイトが講師を務める、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」を修了した人のことです。

は行

- **パブリックコメント**

町の基本的な計画等の策定にあたって、より良い案を作成するため、事前に計画等の素案を示し、住民から意見や情報を募集する制度のことです。

- **バリアフリー**

建物等において、段差解消や手すりの設置など、高齢者や障がい者等を含むすべての人が安全に生活できるよう、障壁（バリア）を取り除くことです。また、ハード面だけではなく、情報や意識等、ソフト面の障壁（バリア）を取り除くことも含まれます。

- **福祉避難所**

高齢者や障がい者等、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を受け入れる市町村指定の避難所のことです。

- **福祉有償運送**

バスや電車等、公共交通機関の利用が困難な障がい者や要介護高齢者の外出を支援するための移送サービスで、社協が運転ボランティアと協働で実施しています。

- **ボランティアセンター**

ボランティア活動の推進・支援拠点のことで、社協に設置されています。

- **ボランティア保険**

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な事故によりケガをした場合や他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負わされた場合などに保険金が支払われる制度のことで、

ま行

- **民生委員・児童委員**

民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談を受けるなど、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人のことです。なお、民生委員は児童福祉法第 16 条第 2 項の規定により、児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している人のことです。

や行

- **ユニバーサルデザイン**

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、誰もが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のことです。

第2次内灘町地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画

発行年月 : 平成31年3月

発行 : 内灘町、社会福祉法人 内灘町社会福祉協議会

編集 : 内灘町 町民福祉部 福祉課

〒920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

電話 : 076-286-6703 FAX : 076-286-6704

社会福祉法人 内灘町社会福祉協議会

〒920-0267

石川県河北郡内灘町字大清台140番地

内灘町文化会館1F

電話 : 076-286-6953 FAX : 076-286-6951